



6 東久国運第 4 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

東久留米市長
富 田 竜 馬 殿

東久留米市国民健康保険運営協議会
会長 古 井 祐 司

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）

令和 7 年 1 月 2 3 日付 6 東久福保第 1 1 1 4 号をもって諮問があったことについて、
国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1. 諮問事項

- (1) 国民健康保険税・税率等改定について

2. 答申内容

- (1) 国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦として社会保障の根幹を担っており、安定的な制度運営が求められる。令和7年度東久留米市国民健康保険事業運営については、安定した制度運営を確保するため、生じる財源不足額について、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

現在も、昨年同様に物価の上昇は続いており、依然先行きが不透明な状況にあることを考慮することは、令和7年度の税率等改定においては不可避である。

ついては、このような背景から、当協議会では、令和7年度において、急激な税負担とならないよう極力配慮したうえで、別紙「令和7年度国民健康保険税・税率等」に示す改定案が妥当であるとの結論に至った。改定の実施にあたっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後、医療の高度化による医療費の増加や、生産人口年齢の減少等により、運営はさらに困難が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、短期、中・長期双方向の総合的な視点から健全化に向けた取組を進めつつ、将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不断の努力を行い、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な制度運営に努めること、また、国や東京都に対し、新たな仕組みづくりや財政支援について検討するよう積極的に要望することを、切に望む次第である。

「令和 7 年度国民健康保険税・税率等」

(医療分)

所得割率	5. 9 2 %	(改定)
均等割額	3 8, 3 0 0 円	(改定)
課税限度額	6 6 0, 0 0 0 円	(改定)

(後期支援分)

所得割率	2. 2 3 %	(改定)
均等割額	1 3, 6 0 0 円	(改定)
課税限度額	2 6 0, 0 0 0 円	(改定)

(介護分)

所得割率	1. 9 9 %	(改定)
均等割額	1 4, 7 0 0 円	(改定)
課税限度額	1 7 0, 0 0 0 円	(据え置き)

(5割軽減基準額)

$$43 \text{ 万円} + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円} \\ + 30.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数} + \text{同一世帯所属者数}) \quad (\text{改定})$$

(2割軽減基準額)

$$43 \text{ 万円} + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円} \\ + 56 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数} + \text{同一世帯所属者数}) \quad (\text{改定})$$

※課税限度額の見直し及び、5割・2割軽減の見直しについては、地方税法施行令の改正に則して見直しを行う。